

松本圏域 大規模氾濫減災協議会 議事概要

開催日時：平成 30 年 2 月 28 日(水) 13：30～16：00

開催場所：松本合同庁舎 2 階 講堂

<議事次第>

1 あいさつ

2 議事

(1) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

松本圏域の減災に係る取組方針（案）について . . .【資料 1～3】

3 連絡事項

(1) 長野地方気象台からの情報提供 . . .【資料 5】

(2) 長野県河川課からの情報提供 . . .【資料 6、7】

(3) 今後の予定 . . .【資料 4】

4 その他

<要旨>

1 あいさつ《会長 松本建設事務所 石井所長》

只今、紹介のありました長野県松本建設事務所長の石井杉男でございます。

常日頃、防災行政に多大なるご尽力を頂き、また、長野県行政に対しまして多大なるご支援、ご協力を頂いておりますこと、この場をお借りしまして心より感謝申し上げます。

本日は、年度末のお忙しい時期に、各機関の皆様方にお集まりいただき感謝申し上げます。

アドバイザーとして、県内の関係する国土交通省様、農林水産省様、県庁の関係課様にお越しいただきありがとうございます。

今年も、県内はじめ、全国で水害の発生があり、7月の九州北部豪雨では死者・行方不明者が40名以上にのぼり、前年28年には岩手県の河川が氾濫、またその前年27年には関東東北豪雨で鬼怒川が氾濫し尊い命が失なわれました。

つまり、施設だけでは防ぎきれない、守り切れない大洪水は必ず発生する、ということです。洪水氾濫は、発生するということを前提に、社会全体で洪水氾濫を常に意識し、水害に備える社会を再構築しましょうということです。

当協議会は、水防法改正により義務付けられました法定協議会であり、減災に向けて、ハード、ソフト対策を総合的かつ一体的に進めようとするものです。

本日は、協議会に先立ち開催されました幹事会で、出していただいたご意見を踏まえ、洪水氾濫の減災に係る取組み方針を整理した（案）を、お示しさせていただきます。

視点は、どこがどう危ないか。いつ、だれが、何をするかだと思います。

防災意識の向上、情報の収集・共有、円滑かつ迅速な避難、水防活動、河川管理施設の整備などについて、お集まりの各構成員皆様方の取組み項目及び方針をまとめるものです。

忌憚のない議論をお願いしまして簡単ではございますが挨拶とさせていただきます

2. 議事 《事務局 松本建設事務所 伴野技術専門員》

(1) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく松本圏域の減災に係る取組方針（案）について

・【資料1～3】に基づき事務局より説明

○質疑

《構成員 犀川砂防事務所 早川所長》

Q1：P27の防災行政無線については、地域の有効な情報伝達手段になっていると思われる。課題には利活用を促進とあるが、P33取組方針には活用について記載されていない。

A1（事務局）：現段階では、各市村の取組を把握していないため記載していないが、今後協議会を通じて各市村の取組を聞いて反映させたい。

Q1-2：防災行政無線が取組メニューにノミネートされていないのが残念。市村の意向をよく聞くべきである。

A1-2（石井会長）：市村で防災無線を活用して情報発信している事例がないか確認し、有効活用できるように整理・検討をしていきたい。

Q2：P33にあるささえあいマップ、ハザードマップの整備・拡充について、砂防事務所では土砂災害・浸水を合わせてマップ作成の支援を行っている。これを取組に含められないか。

A2（事務局）：砂防も河川も同様であり、一緒に取り組むべきと考える。今後、反映させたい。

Q2-2：市村の意向をよく聞いた上で、反映させてほしい。

A2-2（石井会長）：支えあいマップについては、H17の水防法・土砂法の改正により、河川・砂防を一緒にして各戸配布した。一つのマップにすべての事象を重ねた方が、情報を一度に把握できるが、重ねすぎるとわかりにくくなってしまう。ハザードマップの記載情報については検討する必要があると考えている。

Q3：P36重要水防区域、水防資機材等を関係機関等で点検について、【建設事務所、市村他】とあるが「他」には何が含まれるのか。

A3（事務局）：河川パトロールについては、近年は河川管理施設に特化したものになってきており重要水防区域の点検が手薄になってきているところがある、協議会構成員などを想定している。

Q3-2：他としてしまうとどの機関かわからなくなるので、注意書き等で建設事務所からどの機関に依頼をするか記載したほうがよいのでは。

A3-2（石井会長）：「他」に含まれる関係機関等については、ただし書きとして追記したい。

《構成員 筑北村 関川村長》

Q1：当村は山間部の村であり、一級河川のみでなく、砂防河川が多い。ささえあいマップなどは河川も含めて砂防事務所主導で行ってきてもらった。取組方針の中に河川課の他に砂防課を含めるべきではないか。

A1（事務局）：砂防関係では、すでに地域総合土砂対策推進連絡会議が組織されており、同様に取り組みについての検討が行われている。本会については、河川の大規模氾濫に対応する取組を新たに立ち上げたものである。出席するメンバーがほとんど同じとなるため、今後は、砂防と河川で同じ日に開催したいと考えている。

《構成員 安曇野建設事務所 飯森所長》

Q1：災害時に住民が確実に避難所に入ることが重要である。避難所の円滑な開設や施設の強化などについて、取組方針に含めるべきではないのか。また、安全に避難できるように避難経路を示す必要があるのではないのか。

A1（事務局）：今後、ハザードマップを作成していく中で検討していきたい。

Q1-2：スロープを整備する等の避難経路の整備、避難所の中の非常電源など避難所の強化に関する内容等を包括的に記載する必要があるのではないのか。市村の意見を聞きたい。

Q1-3（石井会長）：事務局で回答できないので、河川課にお聞きしたい。全県的に避難所の機能強化や避難経路の確保の記載を指導して、他圏域で踏み込んで記載している事例はあるか。

A1-2（河川課）：ハザードマップ作成の中に包括されていると考えている。避難所や避難経路の強化など、具体的な内容まで踏み込んで記載している事例は今のところない。

Q1-4（石井会長）：避難所開設等の訓練について実際に行っている市村はありますか。

A1-3（松本市）：避難所の運営は住民主体で考えています。大規模氾濫減災協議会で全て定めるのが理想であると思われるが、避難所の関係は水害以外にも地震など他の災害もあり、地域防災計画との整合性もあるため、今の段階では各市村の考え方でよいのでは。

A1-4（石井会長）：避難所の強化や避難経路の確保については、今後の課題事項としたい。

《アドバイザー 長野地方気象台 向井防災管理官》

Q1：取組方針（案）P33にある「避難勧告等に関するガイドライン」の記載について主な取組事項（1）に加えて（7）を追記してほしい。課題事項の（7）は、早川構成員ご指摘の情報伝達についても含まれると考える。

A1（事務局）：追記したい。

Q2：取組方針（案）P33にある「水害対応タイムラインの作成」について気象情報は軸である、気象台も一緒になって取り組みたいと考えているので、市村・建設事務所に気象台を加えてほしい。

A2（事務局）：追記したい。

Q3：アドバイザーとして一言。P35 局地的豪雨への対応として雨量計を設置することは否定しないが、設置しただけでは人命は救えない。雨量に基づく判断基準を決めておく必要がある。設置・運用にあたっては、気象台としても助言等をしていきたいと考えている。

《会長 松本建設事務所 石井所長》

大規模氾濫のイメージは人によって違うと思われる、県がこれからやろうとしているのは100年確率でなく、1000年確率の浸水想定区域をこの1年かけて作ろうとしている。主な河川だけとなってしまうが、皆様方から要望のあった浸水想定区域図は河川課と相談しながら順次整備を進めていきたい。その結果いろいろな点が見直しとなってくると思われる。重要水防区域の考え方も変わって相当規模の見直しがあると思われる。大幅の変更も考えられるので臨機応変に対応していきたい。

本日出た意見等を踏まえ、取組方針を策定したい。修正内容等は別途確認いただくこととするが、取組方針（案）の案を取ることに ついて了承いただけるか。

→異議なし。

3. 連絡事項

(1) 長野地方気象台からの情報提供

- ・【資料5】に基づき長野地方気象台より説明
避難勧告等の判断に活用する防災気象情報の紹介
指定河川洪水予報の利用について
大雨警報・洪水警報の危険度分布等の新規提供
洪水警報の危険度分布等の避難勧告等発令基準への利用例
洪水警報の危険度分布の利用上の留意点について
→質疑等なし。

(2) 長野県河川課からの情報提供

- ・【資料6～7】に基づき長野県河川課より説明
危機管理型水位計の設置について
想定最大規模降雨の浸水想定区域図について
→質疑等なし。

(3) 今後の予定

- ・【資料4】に基づき事務局より説明
平成30年度は、5月～6月に開催される地域総合土砂災害対策推進連絡会議にあわせて、
松本圏域大規模氾濫減災協議会も開催していく。
取組方針に係る進捗状況や市町村の取組などのフォローアップをしていきたい。
→質疑等なし。

4. その他

- ・特記事項なし